

京都大學經濟學會

# 經濟論叢

第六十七卷 第二・三號

ヨークシャー・ラツダイトに就いて(一)……………穂 積 文 雄

絶對主義論の悲劇……………堀 江 英 一

『自然の法典』……………田 中 眞 晴

「混合經濟」の構造と計畫化の方途……………馬 場 正 雄

---

昭和二十六年三月

# 「混合經濟」の構造と計畫化の方途

—— リンダール『經濟計畫に關するスウェーデンの經驗』の紹介を中心として ——

馬 場 正 雄

「私達の病氣は、すべて、一層高い力へと移行行かんとする高度の感動の現象である」

—— ノヴァーリス『斷章』九八六 ——

自由企業組織のワーキングが、「經濟的アナキー」の特徴付けに於いて救済難き痼疾を診斷せられたことは一再でない。しかし乍ら、經濟生活に豊かな流動性を與へ自由な「代用の法則」(マージナル)を意のままならしめるその顯著な側面は、それはそれ自體として尙貴重すべき價值であると、嘗てモウリス・ドップも指摘したことがあつた。唯、この場合、その強調が國家の「Bo-Peep philosophy」を今尙固執することであるのならば、これは、既に如何なる意味に於いてであれ現實主義的ではないであらう。今吾々に「明白な事實は、すべての進

步せる國々の國民は十九世紀中華の原子論的個人主義(atomic individualism)から遙かに遠く離れてしまつたということである。」—— しかもこの認識は、性急に「state control, and a *brutal* the opposition to control」と謳ふべきことを意味するのではない。ここに吾々は、ケネス・E・ボウルディングが「道路の規則」(the rule of the road)と呼んだ巧みに可塑的な比喩を想起することが出来る。

若し人々が完全に旅行したいと思うならば、道路がなければならず、通行規則がなければならぬ。道路を提供し、個々人が他人の旅行する能力を妨害することなく自らの欲する所へ旅行せしめ得る如き規則を實施すること、これは中央當局のまさしく努むべき職分である。この點に關しては政府により或る責任がとられなければならない。若し完全な道路がなく規則がないとすれば、人々は互に衝突し合い、一人の自由は他人の自由を

犯すこととなり、そして吾々の自由は絶望的に殺されることであらう。他面、吾々に何處へ行け或いは何を爲せと萬事一々命ずるのは政府の責任でない。何故なら、それは又、吾々の自由を破壊することとなるからである。まことに中央當局の「Agenda と Non-agenda」とは正しく峻別せられなければならない。かくて、若し、「計畫贊成論者 (planner) なるものが必然的に、特定の産業・職業及び市場についての生産・雇傭及び販賣の數量的プログラムを作り、それを實行するのに必要な國家の直接的統制を行使することを信ずる人であるならば」「計畫贊成論者」たり得ず、「計畫反對論者 (anti-planner)」という意味が、完全雇傭・安定・公正・自由等の若干の大目的が達成されるように、國家は價格機構の作用に影響を及ぼすべきであるということに必然的に否定する人を意味するならば、「計畫贊成論者にくみしようと言う人々がいる。

- (1) 例えば、英國労働黨の活動的な理論家であつたダービン<sup>①</sup>も、最後の著書 (E. F. M. Durbin, *Problems of Economic Planning* [Foreword by the Rt. Hon. Clement R. A. Attlee], 1949) の中に次の様な一句を遺してゐる。——「産出と投資とについての決意を行うべき人々が目隠しされていなければならぬということ、これが産業の無計畫的にして競争的な配列の本質である。」(p. 50.)

- (2) Cf. M. Dobb, *Capitalistic Enterprise and Social Progress*, 1923, p. 378. ff.  
 (3) A. H. Hansen, *Economic Policy and Full Employment*, 1947, p. 14. (邦譯「十六頁」)  
 (4) K. E. Boulding, *The Economics of Peace*, 1945, p. 250. (邦譯「二五二頁」)  
 (5) J. M. Keynes, *The End of Laissez-faire*, 1926, pp. 36 ff. 「國家の最も重要な Agenda は、諸個人が既に先達しつつある諸活動に關するものではなく、個人の活動範圍の外に屬する諸機能、若し國家が手を下されば何人によつても爲されることのない諸決定に關聯する。」(p. 46.) ここで、ケインズは、中央機關による通貨と信用との慎重な統制、商況の統計作成及び公表、投資及び貯蓄の決定、人口の數的・質的考慮等を示唆してゐる。  
 (6) J. E. Mead, *Planning and The Price Mechanism*, *The Liberal-Socialist Solution*, 1948, Preface, V. (邦譯「一二頁」) 偶々私はこの「メナック」が嘗て「冒頭の如き診斷に抵抗して」「生産の『無政府』」「無計畫性」と言ふは當らなう。その執政者として消費者が居る。」と言つた直後に「しかし吾々の『體制の』 price barometer は確かに弱點を有つてゐる」と附け加へねばならなかつたこと (W. L. Vaky, Abstract in the English Language from *Diagnosis and*

*Therapeutics of Excessive Economic Fluctuations* (Printed in the Netherlands, 1935, p. 60.) を想起する。

ここに計畫策定の目的が若干個掲げられた、——經濟的諸決定の分權化の堅持、これに對應する個人の創意的範圍の擴大。完全雇傭の達成、經濟活動の一般的水準の安定の維持、社會的經濟的平等の促進。能率の生産誘發への經濟的刺戟の供與。しかしこれらの並列の間には明かに不可避な若干の矛盾が存在するのである。例えば、「ある點以上に社會的經濟的平等を促進することは、極大能率で生産せんとする生産者の刺戟を減少する如き誤脱又はその他の經濟的規正の方法の作用をもたらすであろう。かかる場合には、社會は政治的に選擇せねばならぬ。即ち、どの程度まで社會の富裕の増大よりも社會の平等化の増大を選ぶかということ。かかる種類の事柄についての決定は社會が異なるに従つて異なるであろう。」選ばれた目的へはマルシャツクの所謂「徑路」(Path)が通ずる。經濟的變數が through time に従うべき「徑路」は、先づ何よりも經濟的構造と、そして非經濟的變數とに依存する。従つて、個々の目的の外見的矛盾の大部分は適切な構造と形式との體制の採擇により回避せられ得よう。かかる經濟的構造關係への模索の間に、今吾々は、「混合經濟」(Mixed Economy) 或いは「結合經濟」(Combination Economy) と呼び慣らはされた、より高い力を得る爲の

「混合經濟」の構造と計畫化の方途

*modus operandi* を有つてゐる。これは、「經濟生活が主として私的企業を基礎として秩序付けられており、しかし、それにも拘らず、大きな且つ益々増大する役割を演ずる國家をもつてゐる」(ハンセン)體制である。この體制の「或る經濟的領域は政府企業によつて領せられ、他の若干部分は協同組合企業が占める、そして他の大いなる地域は尙私的企業によつて支配せられる」(ボウルズ) 或いは謂うならば、「一オンスの政府活動が一ポンドの私的創意と私的企業を喚起する」(ジリー・ウオーレス) 如き機構である。

しかし乍ら、かかる體制の形式・構造及び機能を、ア・プリオリに論議することは今や適切でないであろう。蓋し、この基本的特徴は既に凡ゆる自由社會に多少共通なるが故であり、彼等に於いて、吾々は、かかる機能的<sup>functional</sup>世界への大いなる經驗の展示を見ることが出来るからである。そこでは今、この體制がそのより效果的な機能の爲に直ちに解決を迫られる第一義の問題——自由市場經濟とは、如何なる計畫化が、如何なる程度に兩立し得るのであるか、約言すれば、「計畫化の方位決定の問題」——の答案が、着々と積み重ねられてゐる。その前半については既に觸れるところがあつた。しかし、吾々は、この道が「Road to Serfdom」と呼べるべきいわれなきことの反證の爲に、この基本的問題を繞つてより一層の歸納を試みねばならぬ。この様な作業は、亦、セイモア・E・ハリスが「治療なき

第六十七卷

一四三

第二・三號

八九

診斷 (Diagnosis Without Therapy) の經濟を判定したこの國に關病する吾々にとって、殊の多くの意義を有つのではないのであろうか。果して然ることを期待し乍ら、私はここで、その最も成功的な範例の一つとせられるスウェーデンの經驗と謙虛に對座してみたいのである。——この國の "Middle Ways" によつて示された「混合經濟」——それは決して、最近の社會化案の爲にでなく、歴史的發展の一結果であつた。(ハンセン)——は、嘗てニュー・デールの希望が輝かく灼熱しつゝあつた三〇年代、米國の將來のポール・スターとして迎えられたものであつた。そして、その後のこの國の進展は、その完成の爲の "gradualism" の道を歩一歩と着實に辿り、「國民全體は、勞働組合と團體協約を通じて、協同組合を通じて、更に又、政治に於ける熱誠にして應酬する參與と公共の利益の爲の國家の管理と統制とを通じて、今や嘗てその例を見ざる如き高度の個人的自由を達成しつゝある。」<sup>13)</sup> この様な經濟的發展の必要は、極くうづな指標乍ら、差し當つて、他の歐洲諸國との比較に於いて、次の國民所得表からも窺い得よう。

しかし乍ら、吾々の必要に反して、この國に關して用い得べき資料は極めて乏しい。今ここに、信倚し得るホーリック・リマダールの、最近に於けるこの國の經濟計畫化に關する經驗の報告がもたらされ、吾々の資料に一つのプラスが與えらるることとなつた。(Brik Lindahl, "Swedish Experience in Economic

"Planning," *American Economic Review, Papers and Proceedings*, May, 1960, pp. 11—20.) 吾々はここに、慧敏な現實觀察の修練が現存秩序への燒まざる内在的批判の精神と相俟つて、尊重すべき理論へと昇華する姿を見取ることが出来る。しかもこの場合、その最も重要な論點への視角に關しては、彼が尚ホ・オ・ディック・キャリアンの立場を譲ることなく、又この國の誠實な成員としての經驗と豫測とに於いて、ケインズへの高い評價を「雇傭・利子及び貨幣の一般理論」によりはむしろ「貨幣論」に見出していること、従つて、嘗てのウィックセル貨幣理論に對する建設的批判 (*Studies in The Theory of Money and Capital*, 1939.) に當つて、ミューダールとの對比に於いて特徴付けられた「物價中心の立場」を、政策的寄與について今も尙貫徹しようとしていること、等々、單なる經驗の提示に止まらぬ多くの理論的勸議をも投げかけていることを貴重としたい。

<sup>14)</sup> 以下は適宜に手元の資料を補足したその可成り忠實な紹介であり、ここに主題に對する回答の一つを見たいと思ふのである。

- (7) Mead, *ibid.*, 日本版の序文 (邦譯 三頁)
- (8) J. Marschak, "Economic Structure, Path, Policy, and Predict," *Am. Econ. Rev.*, May, 1947, p. 82.
- (9) Hansen, *ibid.*, pp. 26 and 98. (邦譯 三〇—四—四二頁); *idem*, *Fiscal Policy and Business Cycle*, 1941 (邦

(第一表) 1938, 1947, 1948年に於ける歐洲各國の國民所得

| 國 名                 | 人口(單位百萬) |       |       | 國 民 所 得<br>(單位百萬ドル) |        |        | 一人當りの所<br>得(單位ドル) |      |      |
|---------------------|----------|-------|-------|---------------------|--------|--------|-------------------|------|------|
|                     | 1938     | 1947  | 1948  | 1938                | 1947   | 1948   | 1938              | 1947 | 1948 |
| 北西ヨーロッパ             |          |       |       |                     |        |        |                   |      |      |
| デンマーク.....          | 3.8      | 4.1   | 4.2   | 1,200               | 1,130  | 1,290  | 316               | 276  | 307  |
| アイルランド.....         | 2.9      | 3.0   | 3.0   | 730                 | 740    | 860    | 252               | 247  | 287  |
| ノールウェー.....         | 2.9      | 3.1   | 3.2   | 740                 | 770    | 810    | 255               | 248  | 253  |
| スウェーデン.....         | 6.5      | 6.8   | 6.9   | 2,310               | 2,810  | 2,850  | 367               | 413  | 413  |
| 英 國.....            | 47.7     | 49.6  | 50.0  | 18,020              | 17,990 | 20,040 | 378               | 363  | 401  |
| 西ヨーロッパ              |          |       |       |                     |        |        |                   |      |      |
| ベルギー・<br>ルクセンブルグ... | 8.7      | 8.7   | 8.8   | 2,390               | 2,220  | 2,450  | 275               | 255  | 278  |
| フランス.....           | 41.7     | 41.3  | 41.8  | 9,860               | 8,560  | 9,550  | 236               | 207  | 228  |
| オランダ.....           | 8.7      | 9.6   | 9.8   | 2,810               | 2,100  | 2,450  | 323               | 219  | 250  |
| ス イ ス.....          | 4.2      | 4.5   | 4.6   | 1,540               | 2,030  | 2,030  | 367               | 451  | 441  |
| 中央・北東ヨーロッパ          |          |       |       |                     |        |        |                   |      |      |
| オーストリア.....         | 6.8      | 6.9   | 7.0   | 1,220               | 660    | 910    | 179               | 96   | 130  |
| チェッコ<br>スロヴァキア...   | 15.3     | 12.2  | 12.3  | 2,690               | 2,010  | 2,400  | 176               | 165  | 195  |
| フィンランド.....         | 3.7      | 3.9   | 4.0   | 660                 | 590    | 690    | 178               | 151  | 173  |
| ハンガリー.....          | 9.1      | 9.1   | 9.2   | 1,020               | 750    | 890    | 112               | 82   | 98   |
| ポーランド.....          | 34.7     | 23.5  | 24.0  | 3,600               | 2,670  | 3,390  | 104               | 114  | 141  |
| 南・南東ヨーロッパ           |          |       |       |                     |        |        |                   |      |      |
| ブルガリア.....          | 6.3      | 7.0   | 7.1   | 430                 | 360    | 470    | 68                | 51   | 66   |
| ギリシャ.....           | 7.1      | 7.7   | 7.8   | 570                 | 450    | 480    | 80                | 58   | 62   |
| イタリー.....           | 43.7     | 45.5  | 46.0  | 5,560               | 4,530  | 4,840  | 127               | 100  | 105  |
| その他.....            | 86.2     | 87.6  | 88.6  | 6,230               | 6,090  | 6,500  | 72                | 70   | 73   |
| ド イ ツ.....          | 68.6     | 66.8  | 67.6  | 23,140              | 8,330  | 10,840 | 337               | 125  | 160  |
| 合 衆 國.....          | 128.8    | 144.0 | 146.6 | 29,030              | 46,490 | 47,740 | 521               | 665  | 633  |

(註) 評價基準は1938年のドル物價。但し、オーストリア、チェコスロヴァキア、合衆國の場合、戦前の資料は1937年のものであり、これを1938年の物價にて換算している。(Source: *Economic Survey of Europe in 1948*, prepared by Research and Planning Division of The Economic Commission for Europe, United Nations, 1949, Appendix C, p. 315.)

- 「第二〇章」: C. Bowles, "Blueprints for a Second New Deal," in *Seeing American Capitalism, A Liberal Economic Program*, edited with introductions by S. E. Harris, 1948, p. 38; A. G. Buehler, "Government Finance and the Economy," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Nov., 1949, p. 3, etc. 便宜上、本稿の参考文献として、この二篇を引用する。
- (10) Hansen, *Economic Policy...*, Part III. 參照。本稿の「混合經濟」の「混合」の意義は、Research and Planning Division of the Economic Commission For Europe, U. N., *ibid.*, Chap. 8, 44-45 である。
- (11) Cf. H. C. Simons, *Economic Policy for A Free Society*, 1948, especially pp. 214 ff.; M. Fainsod, "Government and Business in a Mixed Economy," in *Seeing American Capitalism*, p. 175, etc.
- (12) Harris, *Economic Planning, the Plan of Fourteen Countries with Analyses of the Plans*, 1949, pp. 320ff.
- (13) Hansen, *ibid.*, p. 206. (Appendix A, Hayek's "Road to Serfdom"). (註譯 三四十頁)
- (14) この稿を著す M. W. Childs, *Sweden, The Middle Way*, new revised and enlarged edition, 1947. (1st published, 1936) である。著者の名は、因みに、本書は初版以後二回の改訂増補を含み、既に十六版を重ねた。著者の訪瑞報告であり、「自由主義經濟學者」ウーリン(B. Ohlin)が、當時「ブリリアントな少壯の經濟學者」として社會民主黨の顧問として重要な役割を演じた議會の「議員」ミヤダール(G. Myrdal)との交歓をも混え、戦前戦後のこの國の政治・經濟・社會の全面が浮彫られてゐる。又、D. Hirstaw, *Sweden: Champion of Peace*, 1949. (esp. Section IV.) からの戦後スウェーデン經濟の状況の廣汎な知識が得られよう。

## II

(1) 「混合經濟」の構造(その一) 吾々にとつて之迄幾分、馴染みの乏しいこの國について語る場合、吾々は矢張りリベラルに従つて、その社會的政治的構造から始めるのがこの報告の正しい理解の爲に必要であらう。

この國の人々の内にはデモクラシーと個人的自由との意義が底深く投錨せられており、彼等は至上の價值基準を常々ここに求める。嘗てグスタフ・カセルが經濟的自由と獨立獨行の事柄について語り、「その基礎を築く爲に惡戰苦闘して、その爲には生命すら捧げつくした世代の遺産たる全文明は、これを吾々の失わざらんとして固守すべきものである。」と

戒告した時、彼は決して單なる保持でなく階級の代辯者をつとめたのではなかつた。それは國家と消費者の總意によつて獲得・維持せられたものであつたればこそ、彼は金公衆に向つてかく呼びかけ、かく呼びかけ得たのであつた。そして新大陸からのエトランジェは、この國を「記念物のみならず、過去のあらゆる價值が奇蹟的に保管され來つた a living museum」と嘆じたのである。しかし乍ら、スウェーデンの人々は、「餘りに現實主義的、餘りに實際的」な國民性に於いても特徴的である。彼等は慧い現實眼を有つてゐる。従つてこの「博物館」では、十八世紀的自由放任世界への回歸の言葉は交わされることがない。彼等はその確かな地盤の上に、目標として、概念としての社會化ではなく、むしろ社會秩序の實質的な福祉を設定し、有権者の壓倒的多數の是認の下に、慎重な *gradualism* (チャイルズ) に自らを委ねてゐる。ピグーの有名な定義を借りよう。 *Gradualness implies action, and is not a polite name for standing still.* (Pigou, *Capitalism versus Socialism*, 1936.) スウェーデンに於ける社會的發展は今や、他のヨーロッパ諸國と共に、合衆國よりも「進んでゐる」とリンダールは斷ずる。

労働階級の團結は必然的に彼等の力關係の増大を結果しつゝ發展している。過去二十年間、労働黨(社會民主黨)がスウェーデンの議會、従つて政府に於ける多數を支配して來た。

#### 「混合經濟」の構造と計畫化の方途

労働黨の核心たる労働組合は強力な組織に統一せられ、これは労働者の利益の爲の強大な代行者である。政治的には一應獨立ではあるが、しかし主として労働者によつて支持せられつゝ、協同組合運動はすぐれた指導者ヘルネ(Anders Örne)、ヘルナン(Ernst Persson)、ハヌス(Axel Gjöres)、就中「ハニソン」(Albin Johansson)を得て顯著な成功を収めてゐる。協同組合は、私的企業によつてその九十五パーセントが所有せられた全製造工業の殘餘を政府と共に折半するに過ぎず、かかる工場所有と共に全小賣業の約十五パーセントを経営するが、年賣上高により計測するとき、組合中央企業はスウェーデンに於ける最大の企業の地位を占める。この強力な組合は、一方にあつては、種々の生産部門に於ける私的獨占との拮抗の爲の企業設立資金を蓄積・提供し、獨占價格設定への傾向に對する明白な減殺作用を營みつつ、他面、政府所有制の擴大に對立し、光榮ある進化の阻止に於ける「隅の首石」となつてゐる。労働者の利益を代表するこれらの集群が、しかし乍ら、この國を包括してゐるのではない。他方に於いて、銀行家、製造業者、商人の強力な結合組織たる農民黨が存在する。又、大學教授を含む文武官の集群が保守黨(自由黨)〔前出のウリーンが現在その總裁である。〕を結成してゐる。そして政府は重要な施政問題に關して、これら並びに他の組織の指導者を呼集して、隨時諮問機關を組織する。

かくてここに「現實的な權力の均衡」が存在する。しかし乍ら、全體として、「重力の中心」は、尙、他のスカンディナヴィヤ諸國と同様、例えば合衆國よりも、「やや左」(a little more to the left)にあることを認めねばならぬ。スウェーデンの「混合經濟」の上部構造は、このリングダールが敢て吐瀉した一言により、餘りにも印象的である。

(1) Childs, *ibid.*, p. 164. より引用。

(2) やや舊例に屬するが、一九二七年五月、世界恐慌の例外たり得なかつた結果として設置せられた「失業問題調査委員會」が一九三二年二月、理論經濟學者を糾合して失業對策、從つて回復・繁榮への根本的理論的研究の爲の専門家の委員會を組織したことはよく知られた事例であり、(その活動の概要については Childs, *ibid.*, Chap. XI; Lindahl, *Money and Capital*, 1939, Appendix, 参照、青山秀夫「北歐學派」〔新經濟學全集所収〕にはその最終報告の一部が譯出せられている)。又、一九四四年二月、ミューダールを議長とし、戦後雇傭政策の指導原理作成を命ぜられた戦後經濟計畫委員會が、十一名の國會議員、並びに雇傭者聯合會、労働組合、商業會議所、協同組合、婦人團體、農業、輸出産業の代表者を含む二十一名から成立していることはその最も顯著にして適切

な例である。 (Hansen, *ibid.*, p. 98. 邦譯、一一四頁参照。

(2) 「混合經濟」の構造 (その二) 『低所得階級の總實質所得の極大化。——スウェーデンの經濟政策は、かかる政治的・社會的條件の見易き歸結として、その根本的目的をここに設定する。このプログラムは勿論支配的な労働黨の採用による。しかし乍ら、他のよりブルジョア的な諸政黨もこれに對して眞向からの反對を提起し得ない。蓋し、この國にあつては彼等も亦比較的貧困な人々の投票に依存しているからである。ところで吾々はこの目的遂行の爲の手段について注意しなければならぬ。スウェーデン政府は、この爲の直線的な徑路と考えられる生産設備の社會化 (socialization) を極度に自制している。勿論、スウェーデンの公益事業、例えば郵便、電話、鐵道、電力、瓦斯、水道等々は國營乃至市營である。しかしこれらの公共體當局所有制は「既に早くから確立せられた傳統」ではなかつた。こゝには又、若干の強力な國家獨占が、例えば酒、煙草に關して存在する。しかしそれらは三十年以上も以前に課税の一手段として保守的政府によつて實施せられたものである。ハンセンが拾い上げてゐる例には、尙、山林の廣大な政府所有、北部スウェーデンのバルプ及び製材工場の政府所有がある。しかしこれらは

(第二表) スウェーデンの各經濟部門別  
に見た固定資本に於ける粗投資

|        | 1947         |     | 1948         |     |
|--------|--------------|-----|--------------|-----|
|        | 單位100萬<br>ドル | %   | 單位100萬<br>ドル | %   |
| 農業及び漁業 | 59           | 7   | 63           | 8   |
| 工業     | 307          | 37  | 294          | 38  |
| 貿易業    | 161          | 19  | 158          | 20  |
| 政 府    | 72           | 9   | 84           | 11  |
| 住宅     | 231          | 28  | 178          | 23  |
|        | 830          | 100 | 777          | 100 |

Source: Research and Planning Division of The Economic Commission for Europe, U. N., *ibid.*, p. 223.

「固定資本」には機械、建築物、商業用乗物が含まれるが、兵器及び(住宅以外の)消費者資本は除外せられる。「固定資本に於ける粗投資」とは、置換にと関係なく、ストックへの追加として、設備の爲又は新固定資本の爲に起る凡ての支出を意味する。

該産業に於ける企業破産の結果として政府により取得せられたものである。過去十年間にこの國にあつては、他の社會化方式——政府所有制の擴大——が種々論議せられた。労働黨の提案には、國家投資銀行の設立、或る種の建築材料の製造、製靴、及び皮革工業、ガンリン並びに潤滑油の販賣を含む若干産業の社會化が含まれた。しかし乍ら北部に於ける新規製鐵業の建設を唯一の例外として、何れも未だに實現を見ていない。かくてリンダールは「現在のスウェーデン經濟の public sector は、國防目的の爲の生産が假令包含せられても、合衆國のそれより恐らく大ではないであろう」と推算している。(第二表参照)。そして莫大な人口の爲の生活標準改善についてのこの國の政策は、

全體として、自由企業と私有財産という現存秩序の枠内で行われる如き諸手段に限定せられているのである。これらは次の二つ、即ち、(1)より公平な所得分配を目的とする諸手段、(2)失業の排除並びに生産・商業の合理的組織化による總所得の増大を狙う諸手段に大別することが出来る。これについては、三〇年代の初期より今日に至る迄の、「強力にしてインテリゲンチナ」(リンダール)、そして「國有化の強力な擁護者」(チャイルズ)たる大蔵大臣ウィクフォールス(Eden Wilford)の指導の下にある所謂「再分配」國家財政を先ず註記しなければならない。彼のこの推進は英國を含む他の如何なる國よりも更に強力である。所得及び資本に對する直接的累進税は成功的に極めて高い水準に保たれている。自由教育、廉價醫藥管理、低費用住宅、及び養老年金等々の如き社會的恩典は、中産階級を含む人口の大部分から感謝を以つて迎えられている。この様な累進税と社會政策的諸手段との結合に基づく移轉所得の總額は、しかし乍ら、國防を含む一般的目的の爲の課税水準が高い國にあつては、差程大となり得ないであろう。リンダールの概算は、これを總所得の約十パーセントと見積つてゐる。

従つてかかる再分配政策の最も重要な効果は、恐らく、「心理的性質のもの」であろうとリンダールは言う。「所得の移轉」は、資本による労働の「搾取」が、その立法に影響すべき力を通じて、労働による資本の「搾取」によつて相殺せられたこと

を意味するであろう。勞働者並びに低所得階級者は、今や、實質的にはこれ以上の貨幣を資本所有者から搾出し得ないということを理解するに至る。そして彼等は「吾々の經濟狀態のより一層の改善は總國民所得の増大に依存する」と結論しなければならず、結局に於ける自己の利害が、共通の目的——自らが配分にあづかる國民分配分の極大化——との緊密な紐帶の末に繋つてゐることを理解しなければならない。スウェーデンに於ける成功的な「混合經濟」の成立條件は、かくて、多分に、社會の種々の集群間——勞働と資本との間のみならず、種々の勞働者集群間、即ち農業對工業、非識首勞働者對識首勞働者、筋肉勞働者對頭腦勞働者——の「連帶感」(feeling of solidarity)の發展に依存する。

(3) Hansen, *ibid.*, p. 99. (邦譯、一一五頁)

(4) この事業は一つにはスウェーデンをして商業用鐵の輸入に依存することを少なからしめるために、又一つにはこの地域の産業を分化せしめる爲開拓せられた。

(5) スウェーデンの面積は十七萬三千四百二十六平方マイル。總人口は一九四六年現在六百七十六萬三千人である。

(3) 貨幣・財政政策 ここで吾々は、總國民分配分の増大に對する計畫を基礎とするスウェーデン經濟政策の問題に到達す

(第三表)

スウェーデンに於ける通貨流通量・小賣物價及び現金保有實質價值(毎年11月—1月の平均、指數—1938=100)

|            |      |     |
|------------|------|-----|
| 通貨<br>流通量  | 1946 | 265 |
|            | 1947 | 272 |
|            | 1948 | 293 |
| 小物<br>賣價   | 1946 | 145 |
|            | 1947 | 149 |
|            | 1948 | 157 |
| 現金<br>實質價值 | 1946 | 183 |
|            | 1947 | 183 |
|            | 1948 | 187 |

(註) a … 紙幣並びに貨幣流通量の指數

b … 生計費指數に基づく

c … a と b との比率

(E. P. D. of E. C. E., U. N., *ibid.*, Table 22. より抜萃)

る。この計畫についてリンドールが最も關心する部分は、自由企業組織と私有財産制度を支柱とした枠内での私的生產者と消費者とが可成り安定的な價格水準に於いて國家資源の完全利用に到達すると豫期される如き類型の貨幣政策と財政政策との準備に關聯する。この目標達成の方法には容易に推知される如く貨幣的角度と雇傭の角度との二つの接近がある。後者は言う迄もなく「ケインズ革命」の指令するより新しい接近である。しかしリンドールは敢て覆套とも呼べるべき前者の接近を採擇勸奨する。(因みに、第三、四表はスウェーデンの貨幣面と雇傭面に於ける情勢の一端を示すものである。勿論、リンドールのかかる決定は理論的であろうが尙本節末尾の註記参照。)

(第 四 表)

スウェーデンに於ける  
失業率(%)

|      |       |      |     |
|------|-------|------|-----|
| 1937 | 10.8  | 1944 | 4.9 |
| 1938 | 10.9  | 1945 | 4.5 |
| 1939 | ※ 9.2 | 1946 | 3.2 |
| 1941 | 11.3  | 1947 | 2.8 |
| 1942 | 7.5   | 1948 | 2.8 |
| 1943 | 5.7   | 1949 | 2.7 |

※……1939年以後は農業労働者を含む。

(International Labour Review,  
June, 1950, p. 662 より抜萃)

しかも貨幣の問題、即ち、價格水準安定化の定式化に於いて、彼は自らの師クヌート・ヴィックセル(『利子と物價』、一八九八年)の寄與によつて基礎が與えられ、『貨幣論』に體現せられた限りでのケインズの思想と一致する古いスウェーデンの傳統に追隨する。リンダールの判斷によれば、スウェーデンに於ける政策への『Keynesian medicine』は『貨幣論』に見出されるのであり、これは、より一層特殊な諸假定に基づく『一般理論』よりも價值があり、動學の問題に對するよりよき一般的接近である。

この理論的傳統に従うとき、生産要素並びに生産物に關する一般價格水準の運動には次の二種が數え得る。——(1)計畫貯蓄と計畫投資との乖離に基づく被誘發的(induced)價格運動、(2)他のより外生的な諸原因により惹起せられる自働的乃至自生的的(autonomous or spontaneous)價格運動。そして生産能率の

「混合經濟」の構造と計畫化の方途

變化により惹起せられた價格運動は、それが、その原因により設定せられた限度内に止まる限り上の二範疇に含まれない。ところで、かかる價格變化が防止せらるべきや否やの問題について詳細をつくすことは、今の場合、リンダールの關心から逸れている。彼はここで、スウェーデンに關するのみならず他の諸國家に關しても妥當とせられる如く思われる二つの假定を示すに止まつている。即ち、(i)「被誘發的」價格運動は能う限り減ぜられることが望ましいということ、(ii)他の「自生的」價格運動は統制せらるべきであること。

しかし(i)の實現ということは計畫貯蓄と計畫投資(海外への資本輸出を含む)の總額間に於ける正確な均等を必ずしも意味しない。但しこれは、貯蓄と投資とは、企業者の結果的な利得と損失とが全體としての社會に關しては擴張的效果をも收縮的效果をも有たぬという如き、或いはヴィックセルと同じ立場と自ら認めたケインズから引用すれば、企業者の報酬は、「假令彼等が一般的に行われる收入率にて凡ての生産要素と新しき契約を開始し得るとしてもその經營規模を増大又は減少せしむべき何れの動機をも彼等に與えない」という意味に於いて「正常的」であるべきだという如き關係にあることを意味する。ここには興味深い理論的問題がある。——貯蓄及び投資の「事前的」表示は任意の時點に先立つ或る期間に對して、該時點にあつて企業者が夫々の變量に關して抱く「豫想」である。では、か

第六十七卷

一五一

第二・三號

九七

る企業者の豫想と不確實要素に對する彼等の態度とに關する種々の假定の下にあつて、眞の貨幣的均衡を樹立する爲に、總計蓄貯蓄と總計畫投資とのバランス、從つてこれに對應する企業者の利得と損失とのバランスは如何にして達成せられるのであるか。この設問に與へたりンダールの結論的解答はこうである。企業者は或る一定の價格、需要狀態、利率、生産費等々の存在の豫想に基き一定投資量を計畫する。若し企業者が將來のこれらの變數について樂觀<sup>optimistic</sup>的見解を抱くならば（リンダールの原文が「悲觀的」(pessimistic)となつてゐるのは誤りである。ibid, p. 14.）、彼等は、計畫蓄貯蓄に對する計畫投資の對應的超過によつて惹起せられる損失に對する利得の超過により、その活動を益々鼓舞せらるであらう。そしてその逆は逆である<sup>8)</sup>。偕、ところで、提起せられたプログラムの遂行には二岐の徑路がある。一は貨幣的乃至財政的當局の自働的反作用に對する依存であり、他は將來に對する計畫に基づいた當局の多少共恣意的な作用を前提とする徑路である。この點につきリンダールは、「責任ある當局に對する多量の恣意的權力と關聯する可成り強度の計畫はこの分野に於ける合理的政策の必須條件である」との見解に於いて、より強い意味での後者を採る。唯、次の如き懸念、——例えば、若し合衆國に於ける貨幣的・財政的當局がドルの價值を比較的安定的に（即ち、或る價格指數との關聯に於いて決定せられた一定の狭い限度内でのみ變動し得る

に止まる如く）保つべく最善をつくす様に法的に義務付けられ得るものとすれば、投資を爲し或いは將來に對する契約を爲さんとする人々によつて豫想せられる確定的な利得は、如何程に大となることであらうか。——には同情が有たねばならぬ。しかし乍ら、かかる目的實現の手段に關しては、當局は能う限り自由に行動し得なければならぬ。さもなければ彼等はその義務を完遂し得ないであらう。

偕、貨幣的均衡は、將來の或る期間の投資者活動と消費者活動とを誘發すべく假定せられる凡ゆる諸計畫間に於ける或る(Compatibility)としても規定せられ得るが故に、當局は期間の初めにあつてこれらの計畫の審議を凝らさねばならず、若しそこに均衡からの乖離が豫想せられるならば、その回復の爲の計畫規正手段が打たねばならない。この様な方法により價格水準の不安定化傾向はその實現に先立つて阻止せられよう。若しも、彼等の行動が、價格水準が既に累積的效果を伴いつつ顯著な上向又は下降運動を開始するに至る迄遲滯するならば、より強力な手段がその停止の爲に揮われるべきことが不可避となり、しかもその時、循環的變動は既にその進行過程を疾走していることであらう。これは、敢て言うならば、理論經濟學者にとつては好個の研究題目であるかも知れぬ、しかし社會的厚生一般に對しては明かに好ましからざる效果を有つ。この點については後に再び縷説しよう。以上と同じ推理は雇傭の問題に

ついても當嵌る。失業率防止に充分なる初期の段階に、その減殺手段を適用することが可能であるのならば、何の理由あつてその増大を拱手傍觀するのであるか。

- (6) スウェーデンが昨年實施したクローネのデヴァリュエーションは輸出問題の解決を狙つたものであり、現在この國が直面する最大の問題は、高輸出費用がインフレ的效果を發揮するごとを回避し得るや否やに存すると言われてゐる。(W. Diebold, Jr. in "Discussion" on "What Planning and How Much is Compatible with a Market Economy", *Amer. Econ. Rev., Papers and Proceedings*, May, 1950, p. 21; Also see Hansen, *ibid.*, pp. 104—05. 邦譯一二三頁)

- (7) Keynes, *A Treatise on Money*, Vol. I, 1930, p. 125. (邦譯・第二分冊、五頁)

- (8) 因みに、ハートは企業者豫想の構造の緻密な分析の結果次の命題を確認してゐる。(A. G. Hart, *Anticipations, Uncertainty, and Dynamic Planning*, 1940, p. 79.) —「企業者にとつて不利な豫想と實現との乖離 (disagreeable surprise) は豫想を悲觀的に變更せしめる傾向があり、その逆は逆である。」この點につづいての詳細は拙稿「企業者に於ける豫想の形成」(『經濟理論』第一號、四九—五六頁)を

「混合經濟」の構造と計畫化の方途

参照せられたい。

- (4) 「國民經濟豫算」の構成 ここに提起せられた計畫が、他のスカンジナビア諸國と共にスウェーデンに於いて採用實施せられてゐる一般的形式は、所謂「國民經濟豫算」(National Budget, or Nation's Economic Budget)の構成である。

國民經濟豫算は、來年度に於ける一國の經濟發展の豫測を示し、その爲の政策を提示する。更に言えば、これは、種々の側面に於けるその基礎とその豫想せられる結果とを示し、政府に對するプログラムとして且つそのプログラムの修正としての意味を有つ。若し、或る目的、例えば安定的價格水準と完全雇傭が政策の爲に設定せられるならば、國民經濟豫算はこれらの要求が如何にして實現せられるかという問題に答へなければならぬ。かかる國民經濟豫算の展開には次の二段階の經過が含まれる。先づ第一に經濟専門家の技術的作業である。過去のアウエイラブルな國民經濟計算組織から出發して、彼等は政策に關する擇一的假定の下に於ける蓋然的發展を算出しなければならぬ。次にこの推測の結果に對して、政治的見地よりこれらの擇一的發展に關する評價と、政策の基礎としてのそれらの何れか一つの採擇とが行われる。この様な過程の後に選ばれたオールターナティヴが國民經濟豫算として成立する。換言しよう。こ

の成立に至る迄」は、*「the best estimate in the probability sense of the best strategic assumptions」*の二つの關門<sup>(10)</sup>が存在する。

スウェーデンに於いて、この第一段階の作業は、經濟研究所 (Konjunkturinstitutet; Economic Research Institute) に委ねられてゐる。これは國立の研究所以り大藏省内に設置せられてゐるが、これとは比較的獨立な地位を有つ。例えば、現研究所長エリック・ルンドベリエ (*Studies in the Theory of Economic Expansion*, 1937. の著者として周知の理論經濟學者) は、既に探擧せられた政策の批判を公表することが厭々であり、かくして國民は、行動の豫測に於いて、政府の餘りにも恣意的な政治的偏尙の危險から免れ得てゐるのである。ところで、この研究所に於ける豫測活動については極めて注目すべき點がある。單なる所興の時系列の補外、即ち所謂外挿法 (extrapolation) の適用のみに止まらず、「事前・事後分析」(*ex ante-ex post technique*)の理論的用具がブログノシスの爲に實際的應用を見ていることである。この方法は周知の如く、或る期間に於ける發展が該期間の初めに於いて經濟單位の計畫に關する既知事項から計算乃至説明せられることを意味する。

倍、専門家の最も重要な作業は、かかる理論的統計的方法に基いて、經濟單位が來年度に作用せしめんと意圖する凡ゆる計畫の國民經濟的診斷を下すことである。そして、若し財貨及び

に用役に對する總計畫需要の總計畫供給よりの超過、或いは總計畫投資の總計畫貯蓄に對する超過が見出されるならば、この二變量間の差は、それが貨幣的均衡と兩立しない限り、「インフレ・ギャップ」として特徴付けられる。(但しリンダールによれば、スウェーデンに關する限り、「デフレ・ギャップ」即ち計畫供給の計畫需要に對する超過の經驗は未だないという。) 若し、このギャップが計畫の規正——その爲に政府は、部分的には、それ自體の需給量を變化することが出來、部分的には私的經濟單位の計畫に影響を與えることが可能である——によつて補填せられなければ、その結果的發展はインフレの類型のものとなり、かくて、若しそれが、輸入の増大乃至在庫品の減少により減殺せられざるか或いは價格統制によつて阻止せられざる限り、價格水準の奔騰が實現することとなるであらう。しかし乍ら、ここ數年來、スウェーデンに於ける國民經濟豫算の適用にあつて、この研究所の興味は各年度の初期に存在する可能的インフレ・ギャップの大きさに對する抵抗のみに存した。これは外でもなくギャップの排除をそれ自體意味すべき他の手段即ち「計畫の蒐集と結合」がここで研究せられ政府に提示せられてゐるからである。その概略はこうである。或る場合には公共體當局及び私的企業より報告せられた實際の計畫が蒐集・整理せられ、或る場合には専門家が現行價格水準に於ける生産及び所得の蓋然的發展について行つた豫測作業を基礎として構成

した假設的計畫の結合が試みられる。かかる諸考案が生産性、交易條件、所得狀態等々についての種々なる假設に夫々對應して適宜に提示せられるのである。この作業の正確さを暗示すべき一例がある。一九四六年の冬、研究所は、政府が中和的手段をとらざる限り、一九四七年の輸入超過額は二〇〇億クロイーネであると豫測した。實際の額は一九八億クロイーネであつた。

既述からも明かな様に、國民經濟豫算は、行動のプログラムとして政府が採擇する多くの可能的な擇一的豫測の一つに過ぎない。従つて若し來年度に於ける發展が擴張的類型のものたるや收縮的類型のものたるやを豫見すること困難であるならば——そしてスウェーデンの現状（本節、註⑥参照）はその適例である——リンダールは言う——樂觀的豫算と悲觀的豫算との選擇が純粹に假設的な作業である以上、政府はここで大なるザレンマに陥る。リンダールはこの點に關するより合理的な手續として、一つは擴張的擇一の爲の、一つは收縮的擇一の爲の、二つの國民經濟豫算を構成し、これら二つの豫算の適用を實際の經過に依存せしめることを提案している<sup>13)</sup>。そしてスウェーデンの豫算組織にとつてかかる提案は實際に採用可能である。議會には、通常國家豫算と共に、若し例えば失業増加傾向が早急に阻止せられねばならぬならば、これに對して打たるべき緊急補正豫算を發動せしめることが許されている。

## 「混合經濟」の構造と計畫化の方途

- (9) 言う迄もないが、これと、第二次大戰前に於ける所謂「Swedish Budgets」の問題（Lindahl, *Money and Capital*, 1939, Appendix; Myrdal, "Fiscal Policy in the Business Cycle," *Amer. Econ. Rev.*, *Papers and Proceedings*, March, 1939, etc. 参照）とは區別を要する。所謂「國民經濟豫算」に含まれた論理については、A. G. ハートとJ. モザックとの論争（*Amer. Econ. Rev.*, Sept., March, 1946; Sept., 1946）を参照せよ。ノールウェーの國民經濟豫算については山田勇教授の紹介がある。（『經濟研究』第三號、一九五〇。尙（Harris, *Economic Planning*, Chap. XV. 参照）。
- (10) A. Smithies in "Discussion" on "Economic Forecasting," *Amer. Econ. Rev.*, *Papers and Proceedings*, May, 1947, p. 85. この點イギリスの例により、少しく具體的に示して置く。「分別」を誇るイギリス實業界の俊秀と「精緻」をほめるイギリス行政官僚から構成せられた計畫進行委員會の五つの實行分科會（その實務擔任官の多くは若いケイジアン・エコノミストであるという）が、夫々勞働力、國產輸入原料、國際收支、國民所得、景氣趨勢の五事項を分擔調査する。

進行委員會は各分科會の作業結果を綜合調整し、諸般の政策との關聯を斟酌し乍ら國民經濟豫算案を作成しこの案が閣僚を構成員とするモリソン委員會に提出せられる。モリソン委員會は、之に政治的檢討を加え、ここに國民經濟豫

## 「混合經濟」の構造と計畫化の方途

算の最後決定が行われ議會の討論を受けることになる。

(11) 周知の如く、これはマンデルロフ (*ibid.*)、リンダール (*ibid.*)、ハートマン ("Der Gleichgewichtsbegriff als Instrument der geldtheoretischen Analyse" in *Beiträge zur Geldtheorie*, ed. by F. von Hayek, 1933; *Monetary Equilibrium*, 1933.)、ハーン ("Some Note on the Stockholm Theory of Saving and Investment," *Economic Journal*, Mar., 1937.) に於いて開拓せられた分析器具である。就中「マンデルロフはこの區別を導入した最初の人である。」(G. von Haberler, *Prosperity and Depression*, 1933, p. 180, foot note. Also see Lindahl, *ibid.*, p. 63.) しかしこの區別に對して、ミューダールよりも適切な方法的基礎を與えたのはリンダールである(青山秀夫「期間分析と均衡概念」本誌、一九四〇年四月號、參照)。

(12) かかる提案には、I. Svensson, *Economic Planning*, 1938, に沿うリンダール自身の豫想「計畫の構造に關する分析」(*ibid.* pp. 38-51) の理論的根據を考え得る。尙、ハートは、既に「國民經濟豫算の編成に於ける「一值的假設」を排除し、その動學化(伸縮化)を試みている。」(Hart, "Model-Building" and Fiscal Policy," *Amer. Econ. Rev.*, Sept., 1945, esp. pp. 561ff. and Appendix.) Also see J. Tinbergen and J. B. D. Dertsen, "Recent Experiments in Social

第六十七卷 一五六 第二・三號 一〇二

Accounting: Flexible and Dynamic Budgets," *Econometrica*, Vol. 17 Suppl., July, 1949)

### (5) 「混合經濟」に於ける計畫化の方途

最後に、約束せられた問題——貨幣的均衡確立に必須の計畫化の問題——についての立入った關説を行う。スウェーデンは現在他の多くの國々と同様、利子率の操作を差控え、その他の財政的手段(不均衡豫算)<sup>18)</sup>、信用制限(市中銀行との協約に基づく現金準備要求の引上)及び投資の直接的統制(家屋建築の認可制)を行っている。これらは言う迄もなく凡て擧げてインフレーション・ギャップの閉塞、貨幣的均衡樹立の爲の努力ではある。しかし乍ら、假令政策のこの部分が成功的に處理せられても尙價格水準の本質的變化は種々の好ましからざる結果を伴つて勃發し得ることに氣付かねばならぬ。例えば、勞働組合が賃銀水準の實質的增加に成功しそして生産者はそれに對應する度合に於いて生産物價格を直ちに引上げたと假定しよう。この場合、若し農民その他の社會的集群も、生活費高騰を自ら補償し得るに足る所得増大に首尾よく成功するならば、新たな貨幣的均衡が最初のそれよりもより高い水準に於いて到達せられ得る。勿論、この新事態の爲にはより多量の現金とより多量の信用とが必要とせられよう。若し銀行組織が貨幣的均衡維持の原理に従つて調整せられているならば、これらの貨幣需要は自動的に満足せられるであろう。し

かし乍ら、實際問題としてはかかる「自生的」價格運動の爲通貨價值は悉意的に變化し得る。吾々の現在の貨幣的組織は、かくて、從來存在したより、自働的組織との比較に於いて特徴的であるとして一般に看做され得る固有的な不安定性を孕んでいる。社會に於ける種々の集群は常にその狀態の改善に驅り立てられるが故に、結局に於ける貨幣の價值の惡化は必至である。

この傾向は一般によく認識せられてゐる。しかしそれにも拘らず、これらについての一般的評價は「價格水準の高騰は左程忌むべき事でない」として落着する。事實、近年に於けるスウェーデンのインフレ的壓迫は、自らの立場を改善せんとする種々なる集群の欲求によりもたらされたものであり、そして政府は、前記諸施策の他面にあつて、恐らくは、社會的諸利點はインフレ的危險を是認するものとの計算に於いて、その欲求の充足に腐心している。しかし乍ら、かかる局面は過ぎ去つた。將來の經濟政策のドミナントな配慮は安定的價格水準に存しなればならぬとリンダールは言う。勿論、價格水準高騰の有利な效果の認識については決して吝かであり得ない。それは相對的完全雇傭の維持を助長し、それは公債の重壓、従つて又、課税の重荷等を輕減することである。……等々。これらの利點が極めて重要であり、それらが貨幣價值の下落による損失によつて凡ての人々が蒙るべき不正を多く償ふものなることを彼は十分に理解する。しかし、リンダールは、これら利點の低評

### 「混合經濟」の構造と計畫化の方途

價の問題ではなく、そこに忌むべきマキャヴェリズムをかき出すのである。——持續的購買價格水準のプログラムは、中央當局がそれを秘密に保ち、公衆をして他のプログラム（例えば、貨幣單位の安定的價值の維持）に従つてゐると印象付けしめるときにのみ、成功的な遂行が可能である。しかし乍ら、高度に發達した教育組織を有し、且つ自由な新聞を有つ、民主主義國家に於いて、公衆を終に欺瞞し通すことは不可能であらう。そして一般公衆が多少共物價の持續的騰貴を豫想し、その對應的行動をとり始めるや、當局のプログラムは壞滅する。計畫當局の正しき職分は、先ず自生的價格・貨銀運動を統制する爲の何等かのスキームの構成に苦心することに存する。より統制的な貨幣的・財政的政策——かくてリンダールは、ここに「當局による計畫化が市場經濟と兩立するのみならず、その效果的機能の爲に必要なりと考えられる分野に於ける、スウェーデンの計畫化に關する orientation」を見出すのである。

唯、しかし、ここに注目すべきは、スウェーデンの現在にあつては、かかる貨幣的乃至財政的手段により貨銀水準の一級の高騰に抵抗することが政治的に可能でないということである。この國では、他の方法——勞働者・農民及び雇傭者の諸組織と公共當局との相互協約という方向に努力が拂われつつある。即ち、各集群はそれによつて、來年度に於ける貨幣價值の安定化に有害なる行動をとらぬことを、他の集群も亦同じ

方法で行動し且つ政府は合理的政策を施行するという條件の下で、自ら保證する。しかし、かゝる協定、和解に對する基礎は常に社會の如何なる集群も貨幣單位の價値の變化によつては恒久的利益を獲得し得ぬという、リンドガールの強調する事實の一般的理解の良心に依存することに氣付かねばならぬ。

(13) 戰前(一九三七—三八年)に於ける歳入を一〇〇(以下すべて純國民所得の百分比)、同時期の歳入を一〇四とするとき、一九四六年にあつては、歳入は二二七、歳入は二二七、一九四七年にあつては、歳入は一八六、歳入は二一九である。(R. P. D., E. C. E., U. N., *A Survey of the Economic Situation and Prospects of Europe, 1948*, p. 77; *idem, Economic Survey of Europe in 1948, 1949*, Appendix C Tables 28, 29 and 30.)

(6) 住宅問題並びに農業政策 リンドガールは更に、將來、可成り強度の計畫が期待せられ得る二つの分野を附記している。一は住宅問題であり、二は農業である。

先ず前者について。これには先ず既述の「再分配」政策の一環としての低費用住宅設計があり、更にこの側面を包み乍ら、經濟全體の安定化が意圖せられる。戰後經濟計畫委員會(前出)は、「若しもスウェーデンに於いて完全雇傭が達成さる

べきであるとするならば、高度の建築活動は不可欠の條件である。」と勸告している。しかもこれは單なる景氣對策としての公共投資を意味するのではなく、住宅建築を「實質な高い水準に安定化すること」を狙うものである。スウェーデン政府は、現在三パーセントの低利率で資金を貸與し、貧困者及び二—三人の子弟を有つ家族に補助金を下附することにより住宅建築を發展せしめている。そして、その他の住宅建築も凡て當局の認可を必要とする。建築は一般建築業者の手に委ねられるが、その所有は投機的たり得ず、居住者、協同家族組合及び市區に限られる。協同組合アパートの發達の殊に顯著なことはよく知られた事實である。しかし今、この分野の詳細については立入る餘裕を有たず、Childs, *ibid.*, Chap. N. 及 R. G. H. Gray, *Housing and Citizenship, A Study of Low-Cost Housing, 1946*, (pp. 88—92) に凡てを譲りたす。

農業に關する政策はこの國を食糧輸入から獨立ならしめる如き水準を保つことであり、同時に、農業企業者並びに耕作労働者の所得が他産業に於ける賃銀水準よりも以上に高められることである。<sup>16)</sup> 今、ここに次の様な數字がある。一九三八年に於けるスウェーデンの各産業部門別雇傭量は、農業五五萬、手工業並びに小規模産業一七萬、工業八一萬、建築一八萬であつた。<sup>17)</sup> しかし乍ら、ここに示されたプログラムの遂行の爲には、農業人口が減少せしめられ、より大なる生産單位

(第 五 表) 歐洲各國に於ける住宅建築

|           | 完成住宅數(單位=1,000) |      |      |      | 指數(戰前=100)※ |      |      |
|-----------|-----------------|------|------|------|-------------|------|------|
|           | 戰前※             | 1946 | 1947 | 1948 | 1946        | 1947 | 1948 |
| スウェーデン    | 42              | —    | 56   | 53   | —           | 133  | 126  |
| ベルギー      | 16              | 9    | 13   | 20   | 60          | 81   | 127  |
| チェコスロヴァキア | 38              | —    | 29   | —    | —           | 76   | —    |
| デンマーク     | 21              | —    | 10   | 18   | —           | 46   | 83   |
| オランダ      | 38              | 2    | 9    | 33   | 4           | 24   | 85   |
| ノールウェー    | 16              | 7    | 15   | 15   | 42          | 94   | 96   |
| スイス       | 9               | 11   | 14   | —    | 123         | 154  | —    |
| 英國        | 359             | 138  | 186  | 244  | 39          | 52   | 68   |

(註)※……オランダは1938年、スウェーデンは1938—39年、英國は1935—38年の平均、他は1939年。

(Source: R. P. D., E. C. E., U. N., *ibid.*, p. 236.)

(15)

(第 六 表)

スウェーデンに於けるパン用穀物の  
生産量・輸入量及び總必要量  
(單位100萬トン)

|                 | 必要量 | 生産量 | 輸入量 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 1934—38<br>(平均) | 1.1 | 1.1 | —   |
| 1946—47         | 1.0 | 1.0 | —   |
| 1950—51         | 1.0 | 1.0 | —   |

(A Survey of the Economic Situation  
and Prospects of Europe, 1948.  
Table XXXIII より抜萃。)

スウェーデンはオーストリア、ベルギー、チェコスロ

(14)

Hansen, *ibid.*, pp. 102—03 (邦譯「一九九頁」参照。)

を利用する新技術が導入せられねばならぬ。この發展は當局の指導と支持とを俟たねばならぬであらう。そして、かかる計畫化活動は今や新しい人口中心地の創設へと擴大し、全體としてのスウェーデンには「地方計畫化」(regional planning)と呼ばれる傾向の増大しつつあることが報告せられている。これは市場經濟體制に對する危險を意味するよりも、むしろ、それが發展するより合理的なフレームワークを與えるものであらうと豫測せられる。

「混合經濟」の構造と計畫化の方途

ヴァキア、フランス、ギリシャ、ノールウェー、スイス、英國と共に食糧輸入國である。唯、パン用穀物については第六表の如き數字がある。(但し、一九五〇—五一年は推計。)

この點についての適切な資料は遺憾乍ら今有たなし。

(17)(16)  
*Economic Survey of Europe in 1948*, p. 318.

ここで今見來つた如くに、リンドールが、經濟政策の貨幣的側面を、その雇傭的側面に對して、敢て強調する事由につき註記しておくべきことがある。彼の「貨幣的視角」は、單に彼自身の理論的立場と個人的豫測からのみ發するのではなく、彼が、この問題に對しては合衆國の注意がより多く拂わるべきだと考えることに基くこと、そして彼の國を含めての世界經濟の安定がドルの安定に依存し、この問題が合衆國內では假令クリティカルな問題とは看做されないとしても、尙、合衆國は世界の残りの國々に對する責任を理解せねばならぬという國民的な懇えにも基くものである。(リンドールの報告は第六十二回アメリカ經濟學會大會の席上に於けるものであつた。)

三

營でフランク・H・ナイトが、競争的經濟秩序の機構の廣汎

第六十七卷 一六〇 第二・三號 一〇六

な説明に全卷を捧げたR・G・ホウトレーの尊重すべき『經濟問題』(*The Economic Problems*, 1935)を書評したとき、彼は、「國家は競争的組織と殆ど同時に成立し、二者は現實の世界にあつて互に *alter ego* である」と考える點にこの好著の一つの頂點を見出した<sup>1)</sup>。これは又、今、この紹介の結果として確認せらるべき結論でもある。スウェーデンは、その小さな、しかし成功的な實驗であり實證であつた。しかし乍ら、それが一つの現在進行形の實驗である限りに於いて、特に戦後のこの國の貨幣的・財政的政策は決して理想的ではなかつた。リンドールの報告に於ける計畫化活動の積極的側面の強調はこの事を何よりも如實に示すものに外ならない。そしてその中心の問題は、既に見來つた如く、インフレ・ギャップに關する豫測活動によりは、むしろ、かかるギャップの閉塞に對する效果的手段・考案の失敗に關する。そして、これは金準備の喪失、價格水準の高騰、インフレ的傾向に對する望まじからざる計畫の増大を導いた。價格統制、物資配當制度及び「抑壓的インフレーション」(*suppressed inflation*)と呼ばれる事柄に關する統制的諸手段。——

かくて満たされざる需要の状態は、リンドールが實銀・物價の「自生的」騰貴と呼んだ事態の眞徹に對する機會を増加している。ここにリンドールは、(スウェーデンに於ける)「混合經濟」にあつての計畫化のオリエンテーションを、この「抑壓的」インフレーションを阻止したであらう如き、従つてコンスタント

な貨幣購買力の維持を達成したであらう如き、より統制的な貨幣・財政政策への傾きに向つて與えたのであつた。

かかる計畫化の方位決定は、しかし乍ら、多くの問題を喚起するであらう。先ず何よりも、それ自體變動を意味すべき市場經濟とかかる志向とは兩立し得ぬのではないか。この反駁に對してリンドールは、「市場經濟は個々の價格の變動のみを必要とするに過ぎず、これは安定的な一般價格水準と矛盾しない、しかも個々の價格の變動は貨幣の購買力を維持する爲に必須である、蓋し、或る分野に於ける價格騰貴は他の分野に於ける價格下落によつて相殺せられねばならぬから」との答辯を準備したという。しかしこの反論は更に次の問題を直ちに惹起する。

或る分野に於ける價格下落が他の價格の加速度的低落に導く如き場合の處理に方つて、リンドールの勸奨する種類の政策が果して充分であるのかどうか。かかる疑問について吾々は彼から充分な多くの答を聞き得ない。そして、より統制的な貨幣・財政政策に陥らるべき具體的内容に關する立入った關説もない。リンドール自身が嘗てヴィックセル貨幣理論の內在的批判を踏まえて強調した、貨幣政策の手段としての中央銀行の利子政策（割引歩合政策）、「利子率の分化」(*Interest Rates Differentiation*)の具體的操作が、恐らくは何人も豫想する如き、直接稅率・間接稅率の引上げ、資本形成に對する課稅、預給金調整、流動資産一般に對する(時にはドラスティックな)統制的措置等々の

「混合經濟」の構造と計畫化の手段

繼續的實施に基く國民支出統制の諸手段と共に、ここで今再び、レリヴァントな比重を有つてその役割を演ぜしめられるのである。唯、彼の言外にあつて推想し得るに過ぎないのである。

更に、彼の報告全體が貫かれた政策一般の根本的目標達成の方法に關する「貨幣の角度」については、ここで「雇傭の角度」からも多くの事が言われ得るに相違ない。——人々はケインジアンであるとアンティ・ケインジアンであるとかかわりなく、ブレ・ケインジアンでは既にあり得ない。リンドールの視座が保たれることは、一つには前節に附記した切實な現實的懸念に基くものではあるにしても、尙それは、理論に於ける、そして政策に於ける從屬變數を雇傭量に見出す現代的雰圍氣との大きな抵抗を意味するものであらう。吾々の周圍では、雇傭目標が狙われたプログラムは、これに寫された價格目標の接木の有無に拘らず、一般公衆の合意に於いて正嫡の共鳴を得るであらうとすら語られている。これらの二つの角度を、しかし、吾々は厳しく迫るオールターナティヴズだとは考え難い。リンドールの報告はそれ自體、既に見來つた重要な二二の個所にあつて、その切點を示してさえた様でもある。率直に言つて、目標に對して「*employment angles*」と「*monetary (or price) angles*」の二つを、双つながらに設定する敢て常識的なプログラムの準備せられることを期待したい。そして言う迄もなく、前者は失業の阻止を固守しようとするものであり、後者はインフレーション

ンの防止に對する姿勢である。勿論、この場合、價格形成諸方の上向傾向という點について二つの角度が相剋すべき現實的危険が豫想せられ得よう。そしてかかる相剋の場合に打たるべき手段は一つの極めて困難な問題でもあるであろう。しかし乍ら、雇傭と價格水準とに向う姿勢の何れが崩れても、それは安定化政策の敗北であり、未だ充全ならざる計畫のオリニンティンと言ねばならぬであらう。

問題は更に種々多く語られねばならぬ。ともあれ、如何なる自由社會——その成員は人間であつて決して白蟻でない——の生活も完全の地點からは遙かな距りを常に有つてゐるであろう。しかもそこへの到達にテウルギーは存しない。近代自由企業組織は、「世の常の禮節が守られるならば、異教に對する強制的實行の恐れなくしてその好むに従ひ禮拜し得る最も寛容なカンリック教會」であつた。遍歴の途次、今「混合經濟」の大實驗を操作しつつある多くの自由社會の國々は、その重心の種々なる變位を試み乍ら、人間の満足を目指して、意識の、耐忍の、勞を惜しまざる和解の道を辿り續けて行くであらう。そしてここで、吾々の希望は、常に、「計畫者を導く」全體としての市民の知性と公共精神（ナイト）とに依存してゐることを再び強調して置かなくてはならぬ。

(1) *Journal of Political Economy*, Aug., 1928. Also see Knight, "Economic Theory and Nationalism" in *The*

*Ethics of Competition and Other Essays*, 1935, p. 314. (2) インフレーションは「開放的」(open)であるか「抑壓的」(suppressed)であるかである。その意義及び諸弊害並びに最近數年間に於ける英國に於けるこれらの經驗に關して、*ibid.*, pp. 13—17. 邦譯(四二—四九頁)は詳述してゐる。又 W. H. ンバタ(喜多村譯)『現代經濟の危機』(四四頁以下) A. G. Hart, *Money, Debt, and Economic Activity*, 1948, pp. 252—53, を參見。

(3) W. Diebold (Rapporteur of Discussion on "What Planning and How Much is Compatible with a Market Economy?"), *ibid.*, p. 21.

(4) この場合 (Ibid., *ibid.*, Part III, § 外 2, Part I, 2) 於ける A Note on the Pricing Problems in a Community with Centralized Planning, (especially p. 72.) が參照を要するであらう。

(5) 價格水準の安定のみを經濟安定の目標に設定する最近の議論の典型は G. L. Bach, "Monetary-Fiscal Policy, Debt Policy, and the Price Level" (*Amer. Econ. Rev.*, *Papers and Proceedings*, May, 1947) 及び自由と公正の出來、Cf. C. E. D., *Monetary and Fiscal Policy for Greater Economic Stability*, 1948; M. Friedman, "Fiscal and Monetary Framework for Economic Stability", *Econometrica*, Vol. 17, Suppl., July, 1949, etc.

(6) D. H. Robertson, *The Control of Industry*, 1929, pp. 87—88. (一九五〇・一〇・\*)